

ID: 109

担当部署: 町民環境課

処分の概要	許可証の再交付		
例規名 根拠条項	柴田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第8条第2項		
例規番号	昭和47年条例第22号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第8条の規定による。 (許可証の交付)</p> <p>第8条 町長は、前条の申請に対し許可をしようとするときは、規則で定める許可証を交付して行なうものとする。</p> <p>2 前項の規定により、許可を受けた者(以下「処理業者」という。)は、当該許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちにその旨を町長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日